

8 医務第 1 5 3 - 2 号  
令和 8 年 4 月 1 3 日

各 保 健 所 長 殿

保 健 医 療 局 長

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」  
の公布について（通知）

このことについて、令和8年4月3日付け医政発0403第5号で、厚生労働省医政局長から通知がありましたので、御承知ください。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県病院協会及び一般社団法人愛知県医療法人協会には、別に通知しております。

担 当 健康医務部医務課医務グループ（清水）  
電 話 052-954-6274（ダイヤルイン）  
メー ル imu@pref.aichi.lg.jp